

弁理士を迎え

無料発明相談会

ふるさとづくり

県民運動

発明の町都留市

「発明のない企業は後退する」といわれるように、折角の発明もその企業内だけで利用するだけであつたり、よりよい発明への方法が知らなかったり、特許庁への申請方法や、権利化しても運用方法を知らなかったりでは、苦勞ばかりで有効とはいえません。

都留市民の中には、沢山の素人発明家がいるようですし、最近はず夫婦の間にも発明することが大流行となつてきている時だけに、市民の発明を効果的に生かすために毎月15日頃（4月は17日）弁理士相談会を開催することにしました。法律相談と同じく、秘密は厳守無料です。

弁理士相談（4月）

主催 都留市 都留市商工会
期日 4月17日(木)
時間 午前10時～午後3時
場所 市役所2階 第1会議室
弁理士 鈴木正次（日本弁理士会専務理事）

市民課から

請求年金の

請求もれのないように！

請求年金とは

厚生年金保険の老令年金、通算老令年金の受給資格期間を満たしている人が、年令満60歳以上65歳未満であつて、現在被保険者として在職し一定以下の報酬（別表）をうけながら、本人の請求によって請求のあつた翌月から老令年金または、通算老令年金をうけることができることであり、これを請求年金とよんでいます。

この請求年金は、その呼称のとおり本人から請求があつて初めて受給権が生じ、請求月の翌月から支給されるものであつて、過去に遡及して支給をうけられるものではありませんので、特にご注意くださいと思います。また、この請求年金について社会保険事務所出張の相談窓口（毎月第四週火曜日、市民課）においてもよく聴かれることですが、年令60歳から支給をうけるよりも年令65歳に達してから受けることが有利なので、65歳になってから請求したい等と相談を受けることがしばしばありますが、これは、国民年金の減額年金（繰上げ請求）と混同して理解している人が比較的多く見受けられますので、この点についても特にご注意くださいと思います。厚生年金の請求年金は、60歳以上65歳未満で支給をうけたとして、後において不利になることは全くありません。むしろ請求年金の請求ができる資格要件があつて請求しない方が損（不利益）になることなのです。

そこで、請求年金としての老令年金、通算老令年金の受給要件等はつぎのようになっています。

在職中でも年金がうけられる

1. 老令年金の受給要件 在職していること。

- (1) 厚生年金保険の加入期間が20年以上、または40歳（女子は35歳）以後の加入期間が15年以上あること。
- (2) 60歳に達していること。
- (3) 在職していること。（被保険者であること）

2. 通算老令年金の受給要件

- (1) 厚生年金保険の加入期間が1年以上あること。

- (2) 国民年金の加入期間と合せて25年以上あること。
- (3) 国民年金を除く、他の公的年金制度の加入期間と合せて20年以上あること。
- (4) 他の公的年金制度から退職年金、または恩給等をうけられること。
- (5) 在職し、（被保険者であること）年令満60歳に達していること。

以上1および2のそれぞれの要件を満たしていることにより、請求年金の請求ができることとなりますが、通算老令年金の受給要件のうち、加入期間を合せて20年以上、または25年以上とあるのは、生年月日により10年以上24年に短縮される特例措置（注）があることも、ご注意ください点であります。

3. 請求年金の年金額

さきにも述べたとおり、請求年金は在職（被保険者であること）し、一定以下の報酬をうけながら年金をうけるという制度であることから、一律に年金額を支給するものではありません。そこで、一定以下の報酬をうけられる率については、つぎのとおりです。

在職中でも年金をうけられる、報酬の範囲と支給割合

年令	減額割合	標準報酬		給与の範囲
		等級	月額	
60歳以上 65歳未満	2割	1～16	30,000円～ 86,000円	89,000円未満
	5割	17～21	92,000円～ 118,000円	89,000円～ 122,000円未満
	8割	22～24	126,000円～ 142,000円	122,000円～ 146,000円未満
65歳以上	減額なし	24以下	142,000円 以下	146,000円未満
	2割	25以上	150,000円 以上	146,000円以上

注：通算老令年金の制度が発足したのは昭和36年4月1日ですが、この日現在年令31歳をこえていた人については、同日以降の加入合計期間が25年にならなくても、その人の生年月日によって、10年から24年の範囲で短縮され通算老令年金が受けられます。